

## とりさし協会 規約

### 第1条 名称

本会の名称を、とりさし協会と称する。

### 第2条 所在地

本会は、鹿児島県南九州市知覧町郡3635番地に置く。

### 第3条 目的

我々日本人は、世界各国の中でも特に秀でた食習慣を持ち、日本食のすばらしさが多い国々で評価されている。

特に生食文化は、世界に類が無く、魚のみでなく、広く牛肉、馬肉、鶏肉、卵、などにも見られる。

確かに生食であるが故にリスクも抱えることになるが、過去から多くの困難や問題に真摯に取り組み解決しながら現在に至っているのも事実である。

ましてや、我々現代人では、食することが単に生命維持の為だけでなく、食を通して楽しみや喜びを作り出してゆくのである。

よって、我々協会は、鶏刺し等の生食文化の維持発展を目的として活動を行う。

### 第4条 活動内容

協会は、下記の事を活動内容とする

- 1) 行政や関係機関からの情報の収集と伝達を行う。
- 2) 行政や専門機関からの衛生講習の実施を行う。
- 3) 会員からの事例発表による勉強会を行う。
- 4) 業界の問題点や課題の討議と解決策を図る。
- 5) 会員の拡大を行い、衛生管理の向上を図る。
- 6) その他、業界の衛生、安全の向上に向けた活動を随時行う。

### 第5条 会員の資格

- 1) 鶏の処理を行い鶏肉の販売をしているもの。
- 2) 鶏肉を仕入れ、生食に加工して販売しているもの。
- 3) 鶏肉を仕入れ、飲食店で提供しているもの。
- 4) 会員は、正会員のみとし準会員は廃止する。
- 5) 会員の販売する「鳥刺し加工品」の年1回以上の自主検査を実施結果報告書を協会事務局に提出すること

## 第6条 役員を選任

- 1) 協議会は、総会において役員を選任する。
- 2) 協議会は、2名の監査役を総会において選任する。
- 3) 役員の数、15名を上限とする。

## 第7条 役員会

役員会では、下記の選任を行う。

- 1) 会 長 1名
- 2) 専務理事 1名
- 3) 総務部会部長 1名
- 4) 認証部会部長 1名
- 5) 広報部会部長 1名

## 第8条 役員の任期

- 1) 役員及び監査役の任期は、2年とする。

## 第9条 会費

- 1) 協会では、活動資金として、業態別に下記の年会費として徴収する。
  - ・大規模処理場・・・5万円
  - ・小規模処理場・・・2万円
  - ・食肉加工・販売店・・・1万円
  - ・食肉卸販売店・・・1万円
  - ・飲食店・・・1万円
- 2) 中途での入会については、入会年度は月割りでの会費を徴収する。
- 3) 中途での脱会については、1年分を徴収し、返金はしない。

## 第10条 会計年度

- 1) 協会の会計年度は、2012年は6月20日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2) 以降の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第11条 総会

- 1) 協会は、毎年定時総会を開催し、会計報告等の承認を行う。
- 2) 定時総会は、会計年度終了後、2ヶ月以内に行うものとする。
- 3) 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 4) 総会における議決内容は以下の通りとする。

- ① 規約の変更を行う場合は総会で過半数の承認を得る。
- ② 会計報告の承認は総会において過半数の承認を得る。
- ③ 総会の成立は、総会員数の過半数の出席（委任状含む）をもって成立とする。
- ④ 総会での議決は、出席会員の過半数をもって可決する。

附則 当会は、平成 24 年 6 月 20 日に設立し、当日より効力を有する。

平成 24 年 9 月 5 日

初 版 平成 24 年 9 月 5 日

第 2 版 平成 25 年 5 月 15 日 第 6 条、第 8 条の改正

第 3 版 平成 26 年 5 月 21 日 第 6 条の改正

第 4 版 平成 28 年 11 月 9 日 第 5 条、第 9 条の改正

第 5 版 令和 2 年 6 月 15 日 第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条の改正

第 6 版 令和 4 年 5 月 24 日 第 5 条 5) の追記